

平成18年5月15日

各 位

会社名 東洋水産株式会社
代表者名 代表取締役社長 堤 殷
(コード番号: 2875 東証第一部)
問合せ先 経理部長 及川 雅晴
(TEL: 03-3458-5035)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、第5条に定める当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものであります。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。また、条文新設などに伴い対応する条数の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」の施行後において単元未満株式について行使することができる権利を定めるために、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 「会社法」第370条により取締役会の書面決議が認められることに伴い、取締役会の機動的な開催と決議に加わることができる取締役全員の意見を反映することが可能となるように、第25条(取締役会の決議方法等)に第2項を新設するものであります。
- (5) 第36条(利益配当金)を毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(期末配当と称します)および毎年9月30日を基準日とする剰余金の配当(中間配当と称します)の基準日を定めるために変更ならびに第2項を新設するものであります。
- (6) 監査役の任期に関する(附則)が必要なくなったため削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所です)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、427,000,000株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関をおく。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>取締役会</u> 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> 4 <u>会計監査人</u> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、427,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(第9条2項に移設)</p>

<p><u>この限りでない。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第8条 当社は、株式につき<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、<u>実質株主</u>通知の受理、その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第9条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第11条 当社は、株式につき<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p><u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
--	--

<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 (省略)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 (省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(省略)</p> <p>(議長)</p> <p>第 12 条 (省略)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めのある場合のほか出席株主の議決権の過半数によってこれをなす。</p> <p>商法第 343 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 (省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 15 条 (省略)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議については、<u>総株主の</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 14 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(議長)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めのある場合のほか出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によってこれをなす。</p> <p><u>会社法 309 条第 2 項に定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議については、<u>議決</u></p>
---	---

<p>議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>(省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 取締役会の決議をもって、代表取締役を定める</p> <p>(省略)</p> <p>(顧問および相談役)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 (省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>(新規)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第25条 監査役は株主総会において選任する。</p>	<p>権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(顧問および相談役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>— 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第28条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p>
---	--

前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

(任期)

第26条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(省略)

(常勤監査役)

第27条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第28条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。

(省略)

(監査役会の招集者および議長)

第29条 (省略)

(監査役会の決議方法)

第30条 (省略)

(監査役会規則)

第31条 (省略)

第6章 計算

(営業年度)

第32条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日をもって決算期とする。

(利益配当金)

第33条 利益配当金は毎年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。

前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

(任期)

第29条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(現行どおり)

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(現行どおり)

(監査役会の招集者および議長)

第32条 (現行どおり)

(監査役会の決議方法)

第33条 (現行どおり)

(監査役会規則)

第34条 (現行どおり)

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(新設)

前項の配当金はその支払提供をしてから満3年以内に受領されないときは、当社は支払義務を免れる。

利益配当金には利息をつけない。

(附則)

平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第26条中「就任後4年内」とあるを「就任後3年内」と読み替えるものとする。

当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項の配当金はその支払提供をしてから満3年以内に受領されないときは、当社は支払義務を免れる。

剰余金の配当には利息をつけない。

(削除)